

**「山形県県営住宅条例」及び「山形県県営住宅条例施行規則」の
一部改正についてに提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方**

1 意見の募集期間 令和7年9月16日（火）から令和7年10月16日（木）まで

2 提出された意見の件数 1件（意見提出者1名）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	（1）よりの確な住宅困窮者への県営住宅の供給の①入居者資格における連帯保証人要件の廃止は、連帯保証人の確保が困難な身寄りのない単身高齢者等に寄り添った改正であり評価したい。 他県では、「やむを得ない事情があると知事が認める場合は、知事が別に定めるところにより緊急連絡人を確保しなければならない。」と定めている事例がありますが、山形県の今回の改正ではどのようなになりますか。	県としましては、住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という県営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要と考えております。 本改正により、よりの確な住宅困窮者への県営住宅の供給に努めてまいります。 また、本改正に伴い、規則において、入居者と連絡が取れない場合などのために、緊急連絡先の確保を求めることを予定しております。 なお、緊急時の連絡先が確保できない場合にも入居の支障とならないよう、適切に対応していく予定であります。
2	（2）入居者資格の厳格化「過去、県営住宅入居期間中において、迷惑行為により明け渡しを請求されていないこと」を追加します。とありますが、この場合の迷惑行為は「山形県県営住宅条例」及び「山形県県営住宅条例施行規則」に明記されていますか。	迷惑行為については、別途、要綱等を定め運用することを予定しております。
3	「過去、県営住宅入居期間中において、迷惑行為により明け渡しを請求されていないこと」を追加しますとありますが、これは、他都道府県・市区町村営住宅や民間住宅で同様な事案がある場合も含まれますか。	本要件については、県営住宅入居期間中に限るため、他都道府県・市区町村営住宅や民間住宅で同様の事案がある場合を含むことは予定しておりません。

4	上記案件がある入居者が入居は可能ですか。入居条件として上記３も含まれるとしたら、上記３のような事案がないとことを担保するため事前に入居者に申し出することを条件とすることは考慮していますか。	入居条件として、他都道府県・市区町村営住宅や民間住宅で同様な事案がある場合を含むことは予定していないため、考慮しておりません。 なお、入居条件としては考慮しませんが、入居後、迷惑行為があった場合は、契約解除により、退去を求めることがあります。
---	---	---